

追加 2-7

生命保険の税務（個人）

1 保険料を支払ったときの税務

— 略 —

(3) 介護医療保険料控除（平成24年分所得税より適用）

平成22年度の改正により、これまでの一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除に加えて、新たに介護医療保険料控除が設けられました。いつ契約したかによって処理が異なりますので注意が必要です。

なお、旧制度の対象になっていた生命保険契約でも、平成24年以後に更新、転換、特約の中途付加等をした場合は、以後の保険料（契約全体の保険料）が新契約の対象になります。

赤字の個所を追記しました。